

労働行政に関する要請書

1. 雇用の維持・安定について

- (1) 山形労働局は山形県、さらに県内自治体が雇用安定と雇用維持対策について連携を強化して取り組むこと。ハローワークと自治体との職業紹介の一体的運営など連携をさらに進め、地域の実情に合った就労対策に取り組み、長期失業者対策や生活保護受給者の就職など実効性を高めること。
- (2) 労働力不足が続く建設関係、飲食関係、介護・福祉、医療関係における関係者との協議でハローワークへの求人情報の有効性、活用をさらに高め、併せて人材確保できる労働条件向上に努めるよう指導すること。
- (3) 企業の募集・採用に際しては、その労働条件にコンプライアンス違反のないよう指導すること。なかでも、男女雇用機会均等法の理念を無視した採用差別を行わないよう指導すること。また、労働条件について詳細に記載することでトラブルやミスマッチの防止を指導すること。

2. 労働法制の遵守・公正労働の確保について

- (1) 女性の就労のM字カーブ解消をはかるため、男女雇用機会均等法および指針の周知徹底、育児・介護休業法の周知や制度の充実、両立支援、企業によるワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進等、施策の充実に一層取り組み、女性の就労支援を強化すること。
- (2) 本年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し納得して働くことができるように、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が改正施行されるが、事業主に対し改正点の周知を徹底すること。特に、正社員と差別的取扱いが禁止されるパート労働者の対象範囲拡大の内容を各事業所の実情の中で具体的に示し周知すること。また、パート労働者からの相談体制について従業員に完全周知をはかるよう機会をとらえて指導、助言を行うこと。
- (3) 介護労働者の労働条件を改善するため、介護事業者に対して、労働法規・通達を周知徹底すること。また、2012年度に改定された介護報酬および処遇改善加算が介護職員の賃金へ確実に反映されるよう、十分な検証を行うとともに継続的な処遇改善がはかれるよう適正な運用を指導し、さらに、賃金改善を行わない事業所については社名の公表も辞さない厳しい対応をすること。
- (4) 自治体職場における非正規労働者である「臨時・非常勤職員」が増え、全国では全職員の30%、70万人を超えられている。各自治体臨時非常勤職員の処遇を常勤職員との均等待遇を実現するとともに、手当、一時金支給に関して実施することが可能となるよう、地方自治法の改正を行うよう働きかけること。

3. 長時間労働の削減と労働災害防止対策の取り組み強化について

- (1) 改正労働基準法第37条による月60時間超の割増率引き上げについて、中小企業の適用猶予措置は早期に廃止すること。また、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準（平成10年労働省告示154号）」を法律へと格上げするとともに、特別条項付36協定を適用する場合における上限時間規制を法定化すること。また、現在その適用が除外されている事業または業務についても同法の条文に規定すること。
- (2) 長時間労働の常態化や不払い残業をなくすため、経営者に対して啓発活動をさらに充実させること。特に1ヶ月80時間以上の時間外労働は、過労死認定基準の大きな要素でもあり、勤労者の健康に重大な影響を及ぼすことから最重点課題として1ヶ月80時間以上の一掃をはかること。
- (3) 派遣労働者の労働災害が増加している。法に基づく派遣元・派遣先の安全衛生対策の実施は労災保険法改正で派遣先の重大な労働災害には派遣先の責任強化（文書提出、出頭命令、立入検査など）がなされる中、派遣先の派遣労働者への安全配慮を強く指導すること。また、派遣労働者に対する安全衛生管理体制強化に向けた取り組みを実施すること。

4. 最低賃金の適正水準への引き上げと監督行政の強化について

- (1) 連合が算出したリビングウェイズによると、山形県の単身者の最低生計費をクリアする賃金水準は時間にして910円、月にして148,000円である。しかし、山形県の現在の最低賃金は680円で、230円もの乖離がある。地域における労働者の生計費および賃金水準を十分考慮しつつ、賃金の底支え機能を果たし、セーフティーネットとしての実効性が高い水準の確保をはかるための環境を整えること。
- (2) 監督体制の抜本的強化をはかり、違法事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。

以 上